

ソフトウェア使用に関する約定

三井住友銀行のEBソフト申込書の「ソフトの申込」欄記載のソフトウェア(以下「本ソフト」という)の取扱いに関しては以下の通りとします。

第1条(使用の許諾等)

(1)本ソフトは、三井住友銀行とパソコンバンクサービス利用契約を締結した本ソフト利用申込者(以下「使用者」という)に貸与され、本約定ならびに同行の「ファームバンキングサービス利用規定」または「EBサービス利用規定」に基づき使用が許諾されます。

(2)本ソフトは、所定の稼働環境の下で使用するものとし、ソフト導入後において、稼働環境不適合を原因とする不具合の責任はソフト使用者側にあるものとします。

第2条(ソフトの貸与)

(1)本ソフト貸与に当たっては、使用者は所定の手数料を支払うものとします。

(2)前項手数料は別途契約する「預金口座振替依頼書」記載の契約条項に従い支払うものとします。

第3条(禁則事項)

(1)使用者は、本ソフトの全部又は一部を許諾者の許可なく複製したり、変更することは出来ません。

(2)使用者は、表記「稼働環境チェックシート」に指定された本ソフトを運用するコンピューターから他のコンピューターに、本ソフトの全部又は一部を電氣的に転送することはできません。

(3)使用者は、三井住友銀行の「ファームバンキングサービス利用規定」またはその他EBサービス利用規定の中で定める、ソフトウェアの取扱規則に違反する行為はできません。

第4条(ソフトの返却)

使用者は、以下の場合、速やかに本ソフトを許諾者に返却するものとします。

(1)三井住友銀行の「パソコンバンクサービス」利用契約を解約した場合。

(2)第3条(禁止事項)に該当する行為を行った場合。

第5条(免責)

使用者の本ソフト使用により生じた使用者もしくは他の第三者の全ての損害につき、許諾者はその責任を負いません。

第6条(協議)

本契約に定めない事項および解釈上の疑義については、双方誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

以上